北清掃工場建替計画(素案)説明会における ご意見・ご質問への見解について

1 素案説明会の開催状況

日 時	会 場	出席人数
5月18日(金) 午後7時~9時00分	北区立「元気ぷらざ」第1ホール	5 7 名
5月19日(土) 午前10時~12時01分	北区立「元気ぷらざ」第1ホール	3 1名
5月19日(土) 午後2時~3時39分	北区立「元気ぷらざ」第1ホール	2 6名
	合計(延べ人数)	114名

2 いただいたご意見、ご質問の内訳

説明会場	ご 発 言	1 1 名
武· 为云· 物	用紙提出	1 名
FAX・郵送		1 1 1 名
合計(延べ人数)		123名

3 いただいたご意見、ご質問の概要

No.	分類	件数
1	解体計画について	1 0
2	建築計画について	1 6
3	地元還元について	4
4	環境対策について	1 8
5	住民との協議について	7
6	その他	1 2
	合計	6 7

4 区民の皆さまからのご意見・ご質問とそれに対する見解

素案説明会や郵送において、区民の皆さまからご意見・ご質問をいただきました。 いただいたご意見・ご質問の内容と、それに対する当組合の見解をお示しします。 なお、北区の見解は、「【北区】」と表示しています。

1 解体計画について

「全覆い仮設テント」の表記については、「全覆いテント」が商標登録に係ることから、 当組合の見解では「全覆い仮設テント」と言い換えております。

	T	ント」と言い換えております。
No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解
1	全覆い仮設テントに代わ	工場棟の周りに足場を建てて、防音シートや防音パネ
	る工法は何か。	ルを隙間なく張ることにより、遮音や防じん対策をしま
		す。また、効果を高めるため工場棟より高く設置します。
		ビルの解体など最も多く採用されている工法で、国土
		交通省の「建築物解体工事共通仕様書」などに規定され
		た工法です。
2	全覆い仮設テントを設置	北清掃工場建替計画での全覆い仮設テントの設置につ
	してほしい。	いては、次の理由により、極めて困難であると考えてい
	全覆い仮設テントが設置	ますが、No.1、No.3 にお示しした工法により、可能な限
	できない理由は何か。	りの防音、粉じん対策に努めてまいります。
		なお、飛灰搬出設備棟は、全覆い仮設テントを設置し
		て解体を計画しています。
		1 地下部埋戻し処理における困難性
		全覆い仮設テントの設置は、組立工事と設置工事に広
		い作業スペースが必要である。そのため、当組合では作
		業スペースの確保が困難な場合には、建屋の一部を先行
		解体して作業スペースを確保してきた。
		工場敷地が狭隘な北清掃工場においても先行解体によ
		り作業スペースの確保は可能であるが、確保した作業ス
		ペースの地下に設備室等が在るため組立用大型重機の荷
		重への対応が課題となる。このため対応策としては、地
		下部の埋立て処理が最も安全性が高くリスクを回避した
		 確実な処理と考えるが、さらに以下の課題を解決する必
		要がある。
		 (1)地下部の埋戻しのためには、地上5階部から地下
		 3階部に及ぶプラント機器の地下部分を撤去しなければ
		 ならず、埋戻しの処理前にプラント機器の解体・撤去が
		必要となる。
		 (2)プラント機器の撤去後、埋戻し処理に着手するこ
		ととなるが、埋戻し処理は頑強な地盤の確保が必要なこ
		とから流動化処理土による方法となる。しかし、建屋面
		積約 6,000 ㎡地下約 28mに及ぶ膨大な流動化処理土の確
		保が困難と考える。
		(3) 地上部の解体終了後、地下部の解体工事及び建設
		工事に着手することとなるが、着工にあたっては埋戻し
		に使用した流動化処理土の掘削と搬出作業が必要とな
		る。流動化処理土の掘削は、通常の掘削工事と比較して

地盤強度を目的として施工したものであり処理量も膨大となることから、工事期間も長期間を見込む必要がある。 以上のことから、上記対策を実施した場合には、工程 毎に長期の工期と膨大な費用が必要となることから現実 的ではないと考える。

2 変形した敷地形状への対応が困難

北清掃工場の建物は長方形ではなく、変形した敷地に対応するため南側に向かって小さくなっている。そのため、全覆い仮設テントを変形した敷地に対応した形に組み立てた場合、災害(台風・地震等)に対応できる耐久性が必要となり、今後の開発状況を注視する必要があるが、現時点では技術的・経験的知見がなく、安全性確保の担保が困難と考える。

3 敷地内に移設不可能な東京都下水道局施設が存在

北清掃工場の敷地南側には、現在使用中の下水道施設 (幅約4.3m×高さ約6.2mのコンクリート製暗渠)が埋設 されており、全覆い仮設テント設置に必要な基礎の構築 が不可能であるだけでなく、全覆い仮設テント自体の荷重や解体用の大型重機の荷重に下水道施設の強度が耐えられないと想定される。

このことについては東京都下水道局と協議を行い、埋設されている下水道施設の移設の依頼を行ったが、移設等の予定は無く引き続き継続して存置したいとする要望等の回答を得ているため、困難と考える。

4 90m超全覆い仮設テントの設置は煙突基礎と重複するとともに消防署敷地に掛かる

北清掃工場の解体に必要な全覆い仮設テントの幅は、約90m超となる。現在、この規格を満たす全覆い仮設テントは確認されていないことから今後の開発に注視する必要があるものの、設置にあたっては、南西部には現煙突の基礎があり作業エリアが全覆い仮設テントと重複することとなる。また、南東角には消防署が存在し同敷地に掛かることとなり困難と考える。

全覆い仮設テントが設置 できない場合、粉じんや有 害物質の飛散を完全に抑え ることができるのか。

3

工場棟や煙突の解体では、極力粉じん等の飛散を軽減できる工法を採用する計画としています。その一例として、ダイヤモンドワイヤーをコンクリート構造物に環状に巻きつけて、切断の際に散水するワイヤーソー工法があります。

なお、ワイヤーソー工法等が使用できない構造物の解体では、散水しながら重機解体することで粉じんの発生を抑えます。

4	解体工事中の排水対策は	解体工事期間中の機器解体エリアで発生した汚水は、
	どのようにするのか。	敷地内に設置する専用の処理装置により処理した後に下
		水道へ放流します。
5	工事中、公開緑地にはど	監督員事務所や建設業者の事務所を仮設します。また、
	のようなものを設置するの	工事用資材の仮置き場として利用する予定です。
	カ。	
6	工事では、公開緑地の植	樹木調査を実施して、可能な限り残置します。また、
	栽は伐採するのか。	工事への影響により伐採の対象となった場合でも、移植
		をふまえて今後検討していきます。
7	工事中も公開緑地を開放	敷地が狭いことから、工事を効果的・効率的に実施す
	してほしい。	るため、公開緑地は工事利用地として使用する計画とし
		ており、工事期間中の開放は安全確保のため、見合わせ
		ます。
8	アスベストについて、内	平成32年度頃を予定しています。
	壁等の分析調査はいつ実施	
	されるのか。	
9	防振溝を設置してくださ	防振溝も含めて、効果的な振動対策・工法を検討して
	V' _o	いきます。
10	アスベストについて、法	アスベストの除去にあたっては、大気汚染防止法や労
	令等に基づく適正処理とは	働安全衛生法等の法令や建築物の解体等に係る石綿飛散
	どのような処理・対策なの	防止対策マニュアル(環境省)等を遵守して実施します。
	か。	アスベストの含有は、アスベスト含有吹付け材(レベ
		ル1)、アスベスト含有建材(レベル2及びレベル3)の
		3種類があり、アスベスト含有吹付け材(レベル1)と
		アスベスト含有建材(レベル2)は飛散性、アスベスト
		含有建材(レベル3)は非飛散性になります。これらの
		種類により、処理・対策が異なるため、それぞれ上記の
		法やマニュアルに従い適切な工法によりアスベストを撤
		去します。なお、どの対策においても飛散しないよう対
		策を行います。

2 建築計画について

	築計画について 	
No.	ご意見・ご質問の要旨	当 組 合 の 見 解
1	狭隘な敷地の中に300	23区全体から発生するごみの中間処理を確実に行う
	t×2基ではなく、250	ため、当組合では、一般廃棄物処理基本計画において、
	t×2基又は200t×2	安定的で確実な焼却はもちろんのこと、ごみ量の季節変
	基などに変更してほしい。	動などに対応できる焼却能力を確保する必要がありま
		す。
		現状においては、焼却能力を下げる程のごみ減量には
		至っておらず、北清掃工場の建替えについても、この一
		般廃棄物処理基本計画に基づき計画しています。
2	臭気対策はどのように行	ごみバンカから発生する臭気の漏洩対策として、プラ
	うのか。	ットホーム内の空気をごみバンカ内に吸引し、臭いが外
		に出ないようにしています。
		また、プラットホームの出入口には自動扉を設置する
		とともに、自動扉が開いたときには、上部あるいは側面
		から空気を吹き出すエアカーテンを作動させることで、
		臭気が外部に漏れないようにします。
3	垂直避難施設として活用	北清掃工場では、大規模災害時に警察・消防等の救助
	できる施設にしてほしい。	活動やライフラインの復旧活動拠点として利用できるよ
		う東京都と協定を結んでいますが、災害時には、地域防
		災への貢献対策についても検討してまいります。
4	「水辺空間との調和」と	「水辺空間との調和」とは、「北区景観づくり計画」と
	は、どことの調和か。	の整合を図っての表現です。北清掃工場が存在する赤羽
		東地区の景観づくり計画には「隅田川沿いに立地する工
		場等においては、水辺空間との調和と周辺の住宅地に配
		慮した景観づくりが求められる」と記載されています。
		北清掃工場の直近には水辺空間はありませんが、北区計
		画では工場の所在地域を、隅田川を東に見て水辺空間で
		あるという位置付けをしているため、このような表現と
		しました。
5	大気汚染防止では「ダイ	遵守します。
	オキシン類対策特別措置	
	法」「大気汚染防止法」「環	
	境確保条例」も遵守してく	
	ださい。	
	水質汚濁防止では「水質	
	汚濁防止法」「ダイオキシン	
	類対策特別措置法」「環境確	
	保条例」も遵守してくださ	
	V N₀	

	また、「廃棄物焼却施設の	
	廃止又は解体工事に伴うダ	
	イオキシン類による汚染防	
	止対策要綱」も遵守してく	
	ださい。	
6	緑地面積が現状から3分	新工場においては、最新の公害防止設備等を導入する
	の2に減ることに反対す	ことと、焼却廃熱利用の高効率化による機器の大型化な
	る。公開緑地を整備し、工	どにより、一部の緑地面積が減ることになります。
	場を一周できるウォーキン	公開緑地の扱いについては、現状と同様の広さとして、
	グコースなど、公開緑地の	再整備します。その他については今後検討していきます。
	整備・拡充を希望する。	
7	壁面緑化を設置してほし	屋上緑化については、今後、詳細に計画していきます。
	V ₁₀	壁面緑化については、これまで実施してきた工場建替
8	「建物緑化等の充実」の	えの経過をふまえ、様々な課題が認められることから、
	実現をしてほしい。	今後検討していきます。
9	「建物」「煙突」のデザイ	デザインについては、地域の皆様方のご意見をふまえ、
	ンを2~3パターン用意し	今後行われる入札参加者による技術提案の中でデザイン
	て、住民投票を実施してほ	を決定していきます。
	LV.	
1 0	災害時に活用する雨水利	雨水利用については、構内道路の洗浄用として活用を
	用の設備をつくってほし	計画していますが、災害時には、可能な限り活用するな
	V 1°	ど、今後検討していきます。
1 1	ごみの環境学習コーナー	今後、実施設計の中で環境問題や廃棄物問題等社会学
	をつくってください。	習を行う場等の設置を計画していきます。
1 2	地域貢献として、防犯カ	犯罪等の発生を抑止する目的で設置する防犯カメラ
	メラを設置してほしい。	は、プライバシー保護の観点など、運営上課題も多いこ
		とから、現在想定していません。
1 3	家屋調査を行う範囲を教	家屋調査の調査区域は清掃工場敷地境界から30メート
	えてほしい。	ルの範囲を予定しており、その範囲において、個別に対
1 4	商売をやっているため、	応してまいります。
	営業補償などを検討してほ	
	LV.	
1 5	基本方針、基本コンセプ	今後、建替計画の決定にあたりましては、区民に愛さ
	トに沿ったものにしてほし	れ、環境に優しい清掃工場をつくっていけるよう努めて
	V ₁₀	まいります。
1 6	防音壁は住宅側には必ず	北・西側において、騒音が住宅に影響する部分には防
	設置してほしい。	音壁の設置を計画していきます。

3 地元還元について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当 組 合 の 見 解
1	プールは建替工事期間中	【北区】
	も利用できるのか。	北清掃工場の建替工事期間中についても、プール(入
		浴施設)はご利用いただける予定です。ただし、設備機
		器の不具合等により、利用者の安全が確保できない場合
		には、休館を伴う工事等を行う場合もあります。
2	還元施設である旧志茂西	【北区】
	ふれあい館の耐震工事をし	旧志茂西ふれあい館は昭和46年に地域のコミュニティ
	てください。	施設として整備されましたが、平成 10 年に元気ぷらざが
		開館した時に、ふれあい館としての機能は元気ぷらざに
		集約されました。旧志茂西ふれあい館は廃止後、地元の
		町会により自主管理という形で使用されていましたが、
		耐震性の問題により、現在は地域コミュニティの資機材
		倉庫として使用されています。
3	他の公共施設への熱供給	23区において、清掃工場整備に伴う新たな熱供給先
	の拡大という余地があるの	の対応は行わない旨確認しており、他施設への拡大は原
	か。	則として想定していません。
4	なでしこ小学校へ温水供	
	給はできるのか。	

4 環境対策について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当 組 合 の 見 解
1	汚染土壌の封じ込め処理	誤記ではございませんが、不用意に掘り起こされない
	案内看板に誤記があれば修	ための注意喚起になります。
	正してほしい。	
2	旧工場の解体工事の時、周	現在の工場では、害虫やねずみの痕跡は見られません
	辺いっぱいにネズミが逃げ	が、解体前には、設備内や建物内を十分に清掃します。
	出し多くの区民が迷惑した。	当時の衛生状況と比べて、害虫やねずみが大量発生する
	今回の建替計画では、それに	ことは考えにくいですが、充分な環境対策を施していき
	対して対応していただきた	ます。
	V V₀	
3	観測井戸の水位・水質検査	観測井戸の水質検査は定期的に行っており問題ないこ
	結果の発表を行ってほしい。	とを確認しています。なお、水位は測定していません。
4	汚染土壌の種類と処理方	対象物質として、亜鉛、カドミウム、水銀、鉛が確認
	法及び処理量を教えてほし	されました。
	V,	まず、共通処理としてスラリー化したセメント系硬化
		材を地盤に注入し、地盤とともに攪拌混合して、化学的
		に固化する深層混合処理工法で土台を固めています。
		次に含有基準を超えた水銀土壌は、硫化ナトリウムを
		加え不溶化した後に硫化第一鉄を加えコンクリート槽に

		[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
		封じ込め、その上に溶出基準を超えた鉛土壌にセメント
		を加え不溶化した上でコンクリート槽へ封じ込めていま
		す。
		次に含有基準を超えた亜鉛、カドミウム、鉛含有土壌
		及び当時に基準はありませんでしたが環境基準の溶出基
		準にある水銀及び鉛溶出土壌は、鋼矢板で囲ったピット
		に底をコンクリートで固めた上に防水シートで内張り処
		理した上で封じ込め処理をしています。
		土量は含有対象の水銀が 310 立方メートル、溶出対象
		の鉛 290 立方メートル、その他の土壌が混合土壌として
		1,510 立方メートルです。
5	公開緑地の大部分に汚染	「4 環境対策について No. 4」に記載されている安全
	土壌が埋設されているため、	対策を施しているため、撤去は検討しておりません。
	早期に撤去していただきた	5 5 5 5 5 5
	V)	
6	<u> `。</u> 緑地の汚染物質を早期に	
	撤去してほしい。	
7	公開緑地に埋設されて25	
'	年経過している汚染土壌を	
	午程週している行業工場を 撤去していただきたい。	
8	個去しくいたださだい。 今後発見された汚染土壌	汚染土壌が確認された場合は、立ち入り防護柵やシー
°	「一学仮発見された汚染工場」 について、現行の法令に基づ	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	く適正な処理方法を示して	土壌の成分や量など状況を確認し、基準に即した処置と
	ほしい。	して原位置に留めるのか、搬出するのか検討していきま
9	汚染土壌が出た場合には、	す。
	よそに持っていけないとな	
	ると、公開緑地に埋設するの	
	カル。	
1 0	今の状態はもう普通に埋	
	立地に持っていくというの	
	が基本なので、現状にあわせ	
	た形で対応してほしい。	
1 1	当時と今の技術は違うと	現行の土壌汚染対策法では、「土壌汚染による人の健康
	思うので、古い汚染土壌の処	被害の防止に関する措置を定め、土壌汚染対策の実施を
	理方法を検討してほしい。	図り国民の健康を保護する」としています。このため土
1 2	環境アセス実施時に、封じ	壌汚染が確認された場合、摂取経路が遮断され、被害に
	込め槽の中の土壌の調査も	関する管理が行われていれば、問題ないとしています。
	してほしい。	封じ込め処理土は、この法律の施行前に処理したもの
		ですが、現法律に準拠した処理をしていることから、適
		正に管理されております。このため、封じ込め槽内の処
		理土の調査等は考えておりません。

	T	
		なお、環境アセス実施時には、公開緑地を含めた北清
		掃工場計画地内の土壌・水質調査を行う予定としており
		ます。
1 3	苦情が来たときは、速やか	監督員事務所の設置を計画しており、当組合の職員が
	に対応できるような体制を	常駐し、速やかに対応できる体制を整えていきます。
	とっていただきたい。	
1 4	煙突の高さについて、120	煙突の近隣にある高層建築物の風の巻き込み等による
	メートルの根拠を説明して	影響を考慮して煙突の高さが定まります。
	ほしい。	現在の北清掃工場の煙突の高さは、目黒清掃工場と比
1 5	目黒清掃工場の煙突は	較して、近隣に高層建築物が少ないことから 120m となっ
	150メートルだが、北清掃工	ております。
	場の煙突は 120 メートルで	
	ある。この差の理由を説明し	
	てほしい。	
1 6	ダイオキシン類について	ダイオキシン類は、単独の設備で処理するわけではな
	は、法規制値を 0.1 ではなく	く、燃焼管理や各公害設備機器で発生抑制、分解・除去
	て、0.01とか、0.001に下げ	を行い、その結果として法に定める基準値を満足させる
	られないのか。	ことから、他の物質とは異なり定量的に除去率を求める
		ことが困難なため、自己規制値を設けておりませんが、
		これまでの当組合の清掃工場での実績では、法規制値を
		十分下回っています。
1 7	封じ込めている水銀や鉛	現在実施している定期測定において、特に経年的な変
	の土壌について、浅いほうの	化が確認されていないことから、封じ込め槽は適切に管
	井戸に関して計測をしてい	理できているものと考えます。
	ないため、漏れているか、漏	
	れていないかもわからない。	
1 8	2か所の水質検査をする	
	ことになっているが、1か所	
	しかやっていないのはなぜ	
	か。	

5 住民との協議について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当 組 合 の 見 解
1	前回も工事協定を結んで	近隣住民・北区・当組合で構成する建替協議会におい
	いるため、今回も協定を結ん	て今後検討していきます。
	でもらいたい。	
2	道路拡張計画について、東	補助第86号線事業の件で、都市計画決定の取消しをめ
	京都に対して陳情書を出し	ぐって訴訟中ですので、本件について当組合が意見を申
	ていただきたい。	し上げるのは差し控えさせていただきます。
3	協定書を第1次、第2次、	補助第 86 号線事業の件で、都市計画決定の取消しをめ
	3次、4次、5次とつくって	ぐって訴訟中ですので、第一次、第二次操業協定の効力
	きた。これを遵守してほし	の有無について争点になっていることから、現段階にお
	V √°	いて当組合が意見を申し上げるのは差し控えさせていた
4	全ての協定書(1次~4	だきます。
	次)を遵守してください。	
5	今回の意見書について正	皆さまから寄せられたご意見等につきましては、一組
	式な回答をいただきたい。	の考え方や見解などを付記して、ホームページで公表し
		ていきます。
6	町会員及び小学校保護者	説明会に関するご要望があれば、可能な限り対応させ
	会を対象に説明と質疑応答	ていただきます。
	の場の開催を要望する。	
7	説明会の頻度を増やして	
	ほしい。	

6 その他

6	その他	
No.	ご意見・ご質問の要旨	当 組 合 の 見 解
1	ご意見等の募集期限が5	当組合で定めています、東京二十三区清掃一部事務組
	月31日まででは短過ぎるの	合パブリックコメント実施要綱に準じて、14日としてい
	ではないか。	ます。
2	今回の説明した内容で計	頂いたご意見・ご要望をふまえて、今後、建替計画と
	画は進んでいくのか。	して取りまとめていきます。
		その後は、環境影響評価手続の中で事業に伴う環境影
		響やその対策等についてご意見・ご要望を伺います。
3	25、26年の稼働でもう	清掃工場の整備計画では、ライフサイクルコストをふ
	建替えるのか。	まえ、工場延命化及び工場建替えを計画しています。計
4	建替えた後も同様に25、	画では、プラント設備耐用年数は約25~30年としており、
	26年稼働したら、建替える	工場延命化及び工場建替えを個別に検討しています。
	のか	
5	建替えではなく、移転する	平成15年の区長会において新たな工場はつくらないこ
	ことは出来ないのか。	とが確認されています。
		移転するには、現在と同じ処理能力 600t の場合、2 万
		平方メートルを超える広大な用地を新たに確保しなけれ
		ばならないことに加え、清掃工場の建設には、建築基準
		法の制限があることなど極めて困難な課題があります。
6	24時間、いつでも連絡が	工事を実施している期間中については、監督員が常駐
	とれる、権限のある担当者の	し監理するための監督員事務所が設置され、連絡先につ
	携帯番号を公表してくださ	いても公表してまいります。
	V'o	
7	ごみ戦争の歴史を残すた	近隣住民・北区・当組合で構成する建替協議会におい
	め、コーナーをつくってほし	て今後検討していきます。
	\\'_\o	
8	杉並清掃工場にもあるよ	
	うに、北清掃工場にも歴史等	
	を展示する資料館をつくっ	
	ていただきたい。	
9	区民との意見交換会にお	杉並清掃工場では、北清掃工場と同様に、近隣住民委
	いて、「杉並清掃工場は地域	員、杉並区委員、清掃一組委員の3者で構成される建設
	の人のいろいろな意見を入	協議会を設置しています。
	れて、一緒に考えてつくった	建設協議会については、年2回程度、清掃工場の建替
	工場」と記載されているが、	計画や解体・建設工事について報告・了承を得る会議体
	北清掃工場の建替えについ	になります。
	ても、建替協議会の委員だけ	北清掃工場建替事業においても、今後、建替協議会を
	でなく、地域の人と一緒に考	開催し、委員の皆様からのご要望をお受けしたいと考え
	えてつくってくれるのか。	ています。

1 0	北清掃工場で保管してい	ご質問の記録については、東京二十三区清掃一部事務
	る封じ込め槽の場所や施工	組合情報公開条例に基づき、公文書の開示請求手続での
	方法等の記録を見せてほし	ご対応となります。
	V v₀	
1 1	区民との意見交換会では、	区民との意見交換会では、テーマ以外のご意見・ご質
	テーマに関係ない話をして	問をお寄せいただいても構いません。また、杉並清掃工
	もいいのか。	場で3回実施した理由ですが、意見交換会の開催時期と
	杉並清掃工場の建替えに	建替工事の進捗状況が見学に適した時期であったこと、
	ついて、少なくとも3回はテ	また、多くの区民の方に意見交換会に参加いただくため
	ーマとして取り上げている	最寄駅から近い工場であることなどの理由により、結果
	が、他の工場の建替えについ	的に杉並清掃工場で3回実施しました。
	てもテーマとして取り上げ	現在建替工事を実施している光が丘清掃工場、目黒清
	る予定はあるのか。	掃工場での意見交換会の開催については、工事の進捗状
		況等を踏まえ、検討していきます。
1 2	清掃工場で焼却している	【北区】
	ごみの半数近くが紙類であ	北区では、一般廃棄物処理基本計画 2015 に基づき、資
	るため、紙で出来ているパッ	源の分別、再利用を推進しています。紙類の再利用につ
	ケージや包装紙など再利用	いては、古紙としてリサイクルできる「雑紙」の分別に
	可能なものは再利用にまわ	ついて積極的にPRを行い、ごみ排出量の削減に努めて
	すよう指導してほしい。	まいります。